

平成 25 年第 7 回伊賀市議会（定例会） 庁舎整備特別委員会中間報告

1 開催概要

第 1 回（平成 25 年 6 月 26 日）

委員長副委員長の互選を行うとともに、今後の進め方について協議しました。

第 2 回（平成 25 年 7 月 23 日）

庁舎整備計画検討委員会（以下、『検討委員会』という。）の進捗状況や伊賀市役所庁舎整備に関するアンケート結果等について、当局に説明を求めるとともに、庁舎整備に関するこれまでの動きについての確認し、委員間での情報共有を行いました。

第 3 回（平成 25 年 8 月 21 日）

前回から継続し、検討委員会の進捗状況や登録有形文化財（建造物）等について、当局に説明を求めるとともに、6 月定例会後の議会報告会での主な意見提言の確認、委員間での情報共有を行った。また、南庁舎の耐震に対する当局の見解とともに、プロポーザル方式で選定された庁舎整備計画策定業務支援業者（以下、『支援業者』という。）の企画提案書の資料提供を求めることとしました。

第 4 回（平成 25 年 9 月 20 日）

中心市街地活性化基本計画における庁舎整備の位置づけや南庁舎の耐震調査等について、当局に説明を求めるとともに、今後の委員会の進め方について協議しました。

第 5 回（平成 25 年 10 月 28 日）

南庁舎の耐力等について、当局及び説明のために同席された支援業者に説明や意見を求めた後、「庁舎整備計画中間案」に対する議員の意見やこれまでの調査内容を精査するとともに、本庁舎の設置場所等について委員間で討議しました。

第 6 回（平成 25 年 11 月 20 日）

前回から継続し、本庁舎の設置場所や南庁舎の保存活用等について委員間で討議しました。

第 7 回（平成 25 年 12 月 2 日）

9 月定例会後の議会報告会での主な意見提言や 11 月 27 日に上野商工会議所及び伊賀市商工会、伊賀上野商店会連合会、並びに上野西部地区及び上野南部地区住民自治協議会より提出された庁舎整備に関する要望書の確認を行った後、意見の取りまとめを行いました。

第 8 回（平成 25 年 12 月 13 日）

県伊賀庁舎隣接地で整備する場合に想定される課題等について、当局に説明を求めるとともに、地方自治法第 4 条の規定（地方公共団体の事務所の設定又は変更）等を確認後、前回から継続し、意見の取りまとめを行いました。

第 9 回（平成 25 年 12 月 19 日）

これまでの調査結果を精査し、中間報告することとしました。

2 調査・検討の概要

（1）伊賀市役所庁舎整備に関するアンケート結果について

平成 25 年 6 月に実施された庁舎整備に関するアンケートの集計結果が 7 月に取りま

とめられました。

このことについて、当委員会でも一定の精査を行いました。委員からは、「庁舎の場所に関する設問等について、市民アンケートと住民自治協議会アンケートが相反する結果になっている。」「本庁機能の分散化・集約化に関する設問において、『現在、市役所の本庁機能は阿山支所、大山田支所及び上野ふれあいプラザへ分散していますが・・・』といった記述があり、市民アンケートでは、阿山や大山田の住民の多くが分散化を望む等、居住地別で大きく意見が分かれた結果となっている。これは、阿山や大山田に本庁機能が分散化されている現在の状況が今後も継続されることを望む意見が反映された可能性もあるのではないか。」「現在地に庁舎を整備する場合の整備方法に関する設問に対し、『南庁舎を改修し・・・』『南庁舎を別の用途で使いながら敷地内に新築し・・・』といった南庁舎の活用を前提とした選択肢しかなく、『南庁舎を取り壊し全面新築』といった意見は、『その他』へ記述することとして取り扱われている。』といった意見や指摘がありました。

(2) 南庁舎の文化的価値及び耐力について

南庁舎は、坂倉準三氏により設計された建物として文化的価値があるといわれていることから保存活用が求められているところです。また、一方でこうした文化的価値は認めつつも、市庁舎としての利便性といった観点から、現在地での全面新築を求める声等もあり、南庁舎の保存活用の是非については、市民の中でも意見が大きく分かれているところです。

委員からは、「坂倉準三氏がすばらしい建築家であることは認めるが、南庁舎の保存活用を検討するには、その前提条件として市民全体の共通認識であることが必要である。』といった意見がありました。

また、平成17年度に実施した耐震診断では、南庁舎、北庁舎ともに耐震基準を満たしておらず、大幅な補強が必要と診断されています。

このことについて、あらためて当局に見解を求めたところ、平成20年2月に三重大学大学院工学研究科より「現行の耐震基準を満たすことは、南庁舎については比較的容易である。」とする旨の報告をいただいていることや、この診断は「2013年8月現在も有効である。」とする支援業者による検証結果（伊賀市上野南庁舎 耐震診断報告書について）が示されたところです。

しかし、この『伊賀市上野南庁舎 耐震診断報告書について』には、「基礎・地中梁の状態及び強度や中性化を調べるには別途調査が必要である。」「実施設計に向けて3次診断を行う際に合わせて当該調査を行うのが望ましい。」といった記述もあり、委員からは、「南庁舎を単に保存するだけでなく、今後も庁舎等として利活用するのであれば、その目的に耐えうるものであるかをまず確認する必要があるのではないか。」といった意見がありました。

このため、複数回にわたって当局の説明や支援業者の意見等を確認しましたが、最終的には当局より、「南庁舎のような低層建築においては、同様の調査が実施された事例もなく、現時点で南庁舎の耐力に関する調査を行うつもりはない。」といった判断が示されたところです。

(3) 中心市街地活性化基本計画における庁舎整備の位置づけについて

平成 20 年 11 月に内閣総理大臣の認定を受けた『伊賀市中心市街地活性化基本計画』は、平成 26 年 3 月までの計画であるため、現在、第 2 期計画の策定が検討されているところです。この第 2 期計画の認定に向けた内閣府や国土交通省の担当者との事務レベルでの打合せの中で、「万が一エリア外に設置ということになれば、中心市街地の活性化に関する法律の基本方針に反すると判断し、認定はできない。」「第 1 期計画に含まれていた市役所が第 2 期計画において移転することは第 1 期計画を反故にするものであり、認められない。」といった旨の指摘を受けていることを確認したところです。

しかし一方で、「そのまちが元気になることがポイントである。第 2 期計画の認定にあたっては、第 1 期計画で集積された民間活力が軌道に乗り、民間が主体となっていくことが重要ではないか。」といった話も伺っているとのことであります。

(4) 庁舎の規模等について

「庁舎整備計画」では、約 511 人の職員が新庁舎に配置される想定のもと、庁舎の規模は 15,000 m²を基本に、来庁者駐車場を約 200 台以上、駐輪場を 100 台以上確保する計画としており、それぞれの候補地で整備する場合の試算も示されています。

しかし、算定の基準となる職員数は、本庁と支所のあり方や今後の組織編成の方向性等によって変動するものです。また、他の場所へ移転し新築する案においては、比較検討表の欄外に南庁舎を改修した場合の費用も試算されているが、この試算も南庁舎の活用方法等によって大きく違ってくると思われます。

ただし、駐車場については、来庁者用として約 200 台以上を確保する計画としており、一定の要件は満たされていると判断したところです。

(5) 本庁舎の設置場所について

本庁舎の設置場所については、「現在地」とする意見と「県伊賀庁舎隣接地」とする意見に分かれました。

このうち「現在地」とする委員からは、「シンボリックな庁舎という位置づけが必要と考える。郊外に移転すればインフラ整備等が必要となるのではないか。」「交通の拠点である。アンケート結果でも、70%以上の市民が現在地を支持している。議論を重ね、積み上げてきた以前の庁舎建設計画に基づく庁舎新築が望ましい。ただし、支所をなくすなどのビジョンが見えれば他の場所への移転も考えられる。」「郊外に移転した場合、中心市街地が疲弊するのではないか。コスト面から考えても、現在地で建て替えるべきである。」といった意見がありました。

次に、「県伊賀庁舎隣接地」とする委員からは、「庁舎が現在地にあることで賑わいを創出してきたといえるか疑問である。現在地は景観条例等に拘束されるため、自由度が低い。しかし、当局より示されている試算はいずれも高過ぎる。」「県伊賀庁舎の空きスペースや駐車場の共同利用によりコストは圧縮できるし、現在地は集客施設や観光バスの駐車場として活用できるのではないか。」「庁舎は必ずしも中心市街地にあるべきとは思わない。」「庁舎が合併の象徴になるとは思わない。現庁舎へ公共交通機関を利用して来庁される人も少ないのではないか。」といった意見がありました。

(6) 南庁舎の保存活用について

南庁舎の保存活用については、文化的価値及び耐力に関するこれまでの調査等を踏まえて議論しましたが、南庁舎の保存を前提とした意見はなく、仮に庁舎を現在地で整備

することになれば、南庁舎を解体し全面新築とすることには異論がありませんでした。

「現在地」とする委員の意見は、「維持や改修に多額の費用をかけてまで残すべきではない。」「坂倉建築に対する市民の意識も高いとはいえ、建築当初とは環境も大きく変わっている。」「どのように保存活用していくのかが具体的に示されていない。」といったものであり、「全面新築」に集約されました。

また、「県伊賀庁舎隣接地」とする委員からは、「庁舎として残す必要はないが、複合施設として活用することには、検討の余地がある。」「保存活用の是非は、コスト面から判断すべきである。」「他の場所へ移転することになれば、南庁舎の解体を前提に議論すべきではない。」といった意見がありました。

南庁舎の保存活用に関しては、委員から他市の事例（倉敷市立美術館）が提示される等、複数回にわたって議論しました。委員からは、あらためて「現段階で解体を決定するのは性急過ぎる。南庁舎の利活用は市民の意見を交えながら慎重に検討すべき。」とする意見もありましたが、現段階では当局からの具体的な案も示されておらず、「庁舎を他の場所へ移転することになっても、南庁舎の解体はやむをえない。」とする意見が多数を占めたことを参考として申し添えます。

（7）他の場所へ本庁舎を移転し整備する場合の諸課題について

本庁舎を他の場所に移転することになれば、高齢化が進んでいる中心市街地をはじめとする上野地域の住民サービスの低下が懸念されるため、本庁と支所の位置づけとともに、上野支所の必要性についても検討すべきではないかといった意見がありました。

また、仮に本庁舎の設置場所を県伊賀庁舎隣接地として整備することになれば、地上7階建ての新庁舎建設費、駐車場整備費、土地取得費をあわせて62億4000万円と試算されています。

しかし、現段階では、県伊賀庁舎隣接地はあくまでも候補地のひとつに過ぎないことから、移転に伴って必要となる用地の確保、三重県との協議、周辺のインフラ整備等が今後の課題となることの確認にとどめました。

また、県伊賀庁舎隣接地に新築する場合の事業スケジュールについて、新庁舎建設工事を平成29年度までとし、南庁舎の利活用改修工事を平成30年度に行うことと想定しているが、この工程どおり進められるのかといった意見がありました。

3 まとめ

庁舎整備に関しては、これまでから長い年月をかけて議論がなされてきましたが、「南庁舎を保存し、今後も本庁舎として活用」「現在地で本庁舎を全面新築」「他の場所へ本庁舎を移転新築」を求める声などがあり、市民の中でも意見が分かれているところです。

当委員会においても、本庁舎の設置場所については意見が分かれましたが、最終的には委員長を含む委員8人のうち「現在地」とする意見は少数（3人）であり、「県伊賀庁舎隣接地」とする意見が多数（5人）でありました。

「現在地」とする主な意見は、「中心市街地活性化基本計画を尊重すべき。」「コンパクトシティといったまちづくりの観点から、庁舎は伊賀市の中心である現在地に設置すべき。」といったものでした。

「県伊賀庁舎隣接地」とする主な意見は、「中心市街地活性化基本計画に拘らず、新し

いまちづくりといった観点で考えるべき。」「名阪国道からの利便性高く、県との連携が図れる。」「南庁舎をより集客力のある施設として活用する方法を検討すべき。」「新庁舎の整備により、新市一体化が醸成されると考える。現在地にはコンパクトな集客施設を新しく建設することで、中心市街地の活性化につなげるべき。」といったものでした。

庁舎整備は、合併特例債が活用できるうちに取り組むべき喫緊の課題です。また、全国的にも公共施設のあり方が大きな問題となっており、財政的な観点からも集約化や統廃合によって適正化を図り、将来に向けて持続可能な形で継承していく必要があります。このため、庁舎整備についても、無駄のないコンパクトでスリムな庁舎とすることで、建設費用の抑制やランニングコストの縮減を図るとともに、長期的な視点に立って進めていくことが重要であると考えます。

「庁舎整備計画」でも謳われているように、「市民に開かれた、誰もが使いやすい庁舎」「市民の安全・安心な暮らしを支える防災拠点となる庁舎」「伊賀市の歴史性や文化性、市民の誇りや愛着を受け継いでいく庁舎」「社会情勢の変化に対応できる、長寿命で柔軟性の高い庁舎」「環境にやさしい庁舎」といった観点に十分配慮したうえで、中心市街地の活性化や（仮称）新芭蕉翁記念館、新図書館建設などの計画との整合性を図りながら進めていく必要があることを付言して、これまでの当委員会における調査報告とします。

なお、市民の安心・安全な暮らしを支える庁舎整備に関しては、今後も長期的展望に立った計画となるよう、必要に応じて調査を行うこととします。